

熊本県公報

第 1 1 7 2 0 号
平成 20 年 7 月 16 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正……………(私学文書課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害者支援総室) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について……………(") 2
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産課) 3
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 3
- 道路の区域変更……………(") 3
- 保安林の指定施業要件の変更……………(森林保全課) 4
- "……………(") 4
- 公 告
- 土地改良区清算人の退任……………(農村計画・技術管理課) 4
- 熊本県情報ギガハイウェイ用幹線系通信回線サービスに係る一般競争入札の実施……………(情報企画課) 4
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村計画・技術管理課) 8
- 開発行為工事完了公告……………(建築課) 8
- 道路の位置指定の公告……………(") 8
- "……………(") 8
- 熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システムデータセンター運用業務委託に係る一般競争入札の実施……………(土地技術管理室) 9
- 道路の位置指定の公告……………(建築課) 12
- 土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 12
- 登 載 依 頼
- 平成 20 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会の開催……………(私学文書課) 12
- 熊本県環境影響評価条例第 26 条第 1 項の規定による公告……………(株式会社 IWD 東亜熊本) 13
- 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 13

告 示

熊本県告示第 670 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部を次のように改正する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表中熊本県立保育大学校一般入学者選考試験の項、熊本県立保育大学校推薦入学者選考試験の項及び熊本県産業開発青年隊訓練所入所試験の項を削り、同表熊本県臨時職員採用試験の項中

＜教養試験不合格者＞

下記のうち、試験申込先の課

＜人物試験受験者＞

下記のうち、人物試験を受験したグループの連絡先の課

記

- ・総合政策局企画課
- ・総務部人事課
- ・地域振興部地域政策課

を

＜教養試験不合格者＞

下記のうち、試験申込先の課

＜人物試験受験者＞

下記のうち、人物試験を受験したグループの連絡先の課

記

- ・総合政策局企画課
- ・総務部人事課
- ・地域振興部地域政策課

に

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部健康福祉政策課 ・環境生活部環境政策課 ・商工観光労働部商工政策課 ・農林水産部農林水産政策課 ・土木部監理課 ・各地域振興局総務振興課 ・上益城地域振興局土木部土木総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部健康福祉政策課 ・環境生活部環境政策課 ・商工観光労働部商工政策課 ・農林水産部農林水産政策課 ・土木部監理課 ・各地域振興局総務振興課 ・上益城地域振興局土木部土木総務課 ・環境センター |
|--|---|

改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（健康づくり相談員）の項、熊本県非常勤職員採用試験（健康サポート事務補助員）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（共済事務嘱託員）の項中「職員課」を「総務事務センター」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（くまもと県民交流館 NPO・ボランティア相談員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（精神保健福祉センター非常勤職員）の項中「障害者支援総室」を「障がい者支援総室」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（こころの医療センター非常勤職員）の項を削り、同表熊本県非常勤職員採用試験（精神保健福祉事務専門員）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（こども総合療育センター非常勤職員）の項中「障害者支援総室」を「障がい者支援総室」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（消費生活相談室）の項中「食の安全・消費生活課」を「食の安全・消費生活課消費生活センター」に改め、同表熊本県非常勤職員採用試験（県有林関係事務嘱託員）の項、熊本県非常勤職員採用試験（入会林野整備事業登記嘱託員）の項、熊本県非常勤職員採用試験（保安林登記業務）の項及び熊本県非常勤職員採用試験（保安林指定施業要件変更業務）の項を削る。

熊本県告示第 671 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
荒尾中央病院 荒尾市増永 1544 番地 1	医療法人 洗心会 福岡県大牟田市橋口町 3 番地の 10	平成 20 年 7 月 1 日
さくらんぼ薬局 熊本市妙体寺町 2-5-101	有限会社 ミッテル 熊本市水前寺四丁目 30-28	平成 20 年 7 月 1 日
本荘いちご薬局 熊本市本荘町 645	株式会社 ファークロス 東京都千代田区神田練堀町 68 番地 1 ムラタヤビル 2 階	平成 20 年 7 月 1 日
とみなが薬局 熊本市田迎 4-9-47	有限会社 とみなが 熊本市出仲間一丁目 3 番 1-201 号	平成 20 年 7 月 1 日
あけぼの薬局 人吉市下新町 362 番地の 4	有限会社 アン 人吉市下新町 362 番地の 4	平成 20 年 7 月 1 日
すわさこ調剤薬局 天草市久玉町 99	有限会社 ハート薬局 天草市今釜新町 3413-1	平成 20 年 7 月 1 日
あべ薬局 天草郡苓北町上津深江 279-4	有限会社 あべ薬局 天草郡苓北町上津深江 279-4	平成 20 年 7 月 1 日
鶴翔苑訪問看護ステーション 熊本市保田窪本町 10-112	医療法人社団 鶴友会 熊本市保田窪本町 10-112	平成 20 年 7 月 1 日

熊本県告示第 672 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
就労サポートセンター 希望館 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷 3880 番地 13	社会福祉法人 青生会 菊池郡菊陽町大字原水字下大谷 3930 番地 1 甲斐 利雄	平成 20 年 7 月 1 日	4312210141	自立訓練 (生活訓練)
				就労移行支援 (一般型)
				就労継続支援 B 型

熊本県告示第 673 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 20 年 7 月 7 日	玉名市	1 戸 3 頭	乳用牛

熊本県告示第 674 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266 号	宇城市不知火町長崎字年の神 1009 番 6 地先から 同所 1006 番 1 地先まで	194.8	単防災

2 供用を開始する期日 平成 20 年 7 月 16 日

熊本県告示第 675 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 7 月 16 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266 号	宇城市不知火町長崎字年の神 1009 番 6 地先から 同所 1006 番 1 地先まで	前	9.6 ～ 29.6	194.8	単防災
			後	20.9 ～ 37.6		

2 区域を変更する期日 平成 20 年 7 月 16 日

熊本県告示第 676 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定
 施業要件を変更する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 677 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定
 施業要件を変更する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 506 号**

清算が終了した野田町土地改良区の清算人が次のとおり退任した旨の申出があったので、
 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 17
 項の規定により公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

氏 名	住 所
吉水 洋	熊本市野田二丁目 30 番 50 号
岩崎 芳明	熊本市野田三丁目 9 番 89 号
添島 安	熊本市野田三丁目 9 番 70 号
米満 隆之	熊本市野田三丁目 9 番 19 号
米満 吉重	熊本市野田三丁目 9 番 56 号
上田 隆俊	熊本市野田一丁目 6 番 29 号

熊本県公告第 507 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項

- (1) 調達役務名
熊本県情報ギガハイウェイ用幹線系通信回線サービス 一式
 - (2) 調達役務の内容等
別添「要求仕様書」のとおり
 - (3) 調達役務の利用期間
平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 18 か月間
ただし、施設の閉鎖等により止むを得ない場合は、期間内に利用を中止する場合があります。
 - (4) 納入場所
熊本県庁、熊本県各地域振興局、熊本県立教育センター
詳細は、別添「要求仕様書」のとおり
 - (5) 入札金額
入札書に記載する金額は、1 月当たりの回線使用料とする（回線使用料には初期費用、工事費用を含む。）。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
 - (6) 最低制限価格等の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
 - (7) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務（情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者で、電気通信事業法の規定に基づく、登録又は届出に関する手続を行っている電気通信事業者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 20 年 8 月 6 日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）から（5）までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 提出方法及び提出場所
 - ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - イ 紙入札方式による入札(書面による入札をいう。以下同じ。)参加の場合
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
 - (2) 提出期間
公告の日から平成20年8月13日(水)の午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
 - (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班(県庁行政棟新館9階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
 - (2) 要求仕様書等
 - ア 閲覧(交付)の期間
公告の日から平成20年8月26日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 閲覧(交付)の場所
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 電子入札システムによる入札
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた時から平成20年8月26日(火)午後5時までに入札すること。
 - イ 紙入札方式による入札
(ア)日時 平成20年8月27日(水)午後1時30分
(イ)場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地域振興部情報企画課(県庁行政棟新館9階)
 - (4) 開札の日時及び場所
4の(3)のイに同じ。
 - (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成20年8月27日(水)午後2時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
 - イ 紙入札方式による入札の場合
別に定める別紙様式3の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める別紙様式4の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成20年8月26日(火)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
(ア)封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
(イ)再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
 - (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
 - (3) 入札の回数

- 入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
- なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- また、最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することはできない。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 Summary
- (1) Name and description of project
"InformationGigaHighway"
A complete network for news and communication to service Kumamoto Prefecture
- (2) Deadline to begin service

- September 19, 2008
- (3) Location of project
See bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
August 27, 2008 1:30 pm
Room to submit bidding proposal
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
August 26, 2008
- (6) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
Information & Planning Division,
Department of Regional & Development
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
Phone: 096-333-2143 Ext. 3084

熊本県公告第 508 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営阿蘇三期地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営阿蘇三期地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 7 月 17 日から平成 20 年 8 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
阿蘇市役所

熊本県公告第 509 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字辺田見字村下 218 番 1、同 219 番 1、同 220 番、同 221 番 1、同 222 番 1 及び水路の一部
4,962.29 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1
ナチュラル株式会社

熊本県公告第 510 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 下益城郡城南町大字坂野 509 番地 2
- 2 築造者の氏名 有限会社マエダ企画
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字今吉野字西原 1051 番 7 及び同 1051 番 8
- 4 道路の幅員 5.10 メートル
- 5 道路の延長 29.45 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 6 月 27 日
- 7 指定番号 宇城景建第 10 号

熊本県公告第 511 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市中 16 番地
- 2 築造者の氏名 南 光
- 3 道路の位置 玉名市中字前 13 番 2、同 14 番 4 及び同 16 番 4
- 4 道路の幅員 6.00 メートル
- 5 道路の延長 59.59 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 7 月 2 日
- 7 指定番号 玉名景建第 16 号

熊本県公告第 512 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務委託名
熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システムデータセンター運用業務
 - (2) 業務委託の内容
委託仕様書による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 25 年 12 月 31 日まで
 - (4) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額により入札すること。
 - (5) 最低制限価格等の設定
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
 - (6) その他
ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「情報処理業務（取扱業種情報システム全般の設計、維持管理）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 20 年 7 月 24 日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
 - ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
 - エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名

- 停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）～（4）に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」（別紙様式 3）及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- （1）提出方法及び提出場所
ア 電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。
なお、確認資料の容量が 1 MB を超える場合には、4 の（1）に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合
申請書等を 4 の（1）に示す場所に持参又は郵送すること。
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- （2）提出期間
公告の日から平成 20 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- （3）確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
（1）契約条項を示す場所
熊本県土木部土木技術管理室 CALS 班（県庁行政棟本館 11 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2556 ファックス番号 096-381-0570
（2）委託仕様書等
ア 閲覧（交付）の期間
公告の日から平成 20 年 8 月 26 日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 閲覧（交付）の場所
4 の（1）に記載する場所。
ウ 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）で閲覧し、交付を受けることができる。
- （3）入札の日時及び場所
ア 電子入札システムによる入札
3 の（3）記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成 20 年 8 月 25 日（月）午後 5 時までに入札すること。
イ 紙入札方式による入札
（ア）日時 平成 20 年 8 月 26 日（火）午後 2 時
（イ）場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県行政棟本館地下 1 階 入札室
- （4）開札の日時及び場所
4 の（3）のイに同じ。
- （5）再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成 20 年 8 月 26 日（火）午後 4 時まで電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
（1）入札方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
4 の（3）のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を 4 の（1）に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
イ 紙入札方式による入札の場合
別紙様式 1 の「入札書」により作成し、4 の（3）のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するときは、別紙様式 2 の「委任状」を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 20 年 8 月 25 日（月）までに 4 の（1）に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
（ア）封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
（イ）再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び

「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。

ただし、紙入札方式による入札において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いの下に行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(3) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。

なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札

コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他

入札説明書及び委託仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申

請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

(ア) 提出書類 契約保証金免除申請書 (別紙様式 4)

(イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券

イの場合にあっては履行証明書 (別紙様式 5)

(ウ) 提出期限 落札決定の日から 7 日以内

(エ) 提出場所 4 の (1) に記載する場所

8 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

(3) 本競争入札は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

(1) Subject matter of contract:

Manage the Data Center, which operates the "Management, Storage, Delivery and Shared Information System for the electronic data of Kumamoto Prefecture"

(2) Period of commission

From the day of contract through December 31st, 2013

(3) Date and place to submit bidding proposal

August 26th, 2008, 2:00p.m.

The bidding room (basement 1st floor)

Kumamoto Prefectural Government Main Building

(4) Deadline to submit bidding proposal by mail

No later than August 25th, 2008

(5) Language and currency to be used for bidding

Japanese language and currency only

(6) Contact information

Civil Engineering Technical Supervision Office

Department of Civil Engineering

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,

Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan

Phone: 096-333-2556

熊本県公告第 513 号

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市紺屋阿弥陀寺町 10 番地
- 2 築造者の氏名 千里殖産株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字深迫 2004 番 1
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 45.15 メートル
- 6 指定年月日 平成 20 年 7 月 3 日
- 7 指定番号 宇城景建第 12 号

熊本県公告第 514 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農地保全施設	広安(益城町)	平成 13 年 10 月 4 日	平成 19 年 5 月 22 日	熊本県

登載依頼

熊本県公立大学法人評価委員会公告第 1 号

平成 20 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時

- 平成 20 年 7 月 24 日 (木)
午前 10 時から (2 時間程度)
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階「審議会室」
 - 3 議題
・財務諸表及び利益処理の承認に対する意見
・平成 19 年度業務実績評価(案) 等
 - 4 傍聴者の定員
10 人
 - 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
 - 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総務部私学文書課 (電話 096-333-2062)

公告

次の対象事業を実施しないこととしたので、熊本県環境影響評価条例(平成 12 年熊本県条例第 61 号)第 26 条第 1 項の規定により公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小林 景子

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(1) 名称 株式会社 IWD 東亜熊本
(2) 代表者の氏名 小林 景子
(3) 主たる事務所の所在地 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
(1) 名称 IWD 東亜熊本 最終処分場事業
(2) 種類 管理型最終処分場の設置事業
(3) 規模 事業実施区域面積 834,000 平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県水俣市長崎字東山、字馬尼田、湯出字清水、字建壁、字村上、字村下の各一部
- 4 熊本県環境影響評価条例第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
(1) 該当することとなった旨 対象事業を実施しないこととした
(2) 該当した号 熊本県環境影響評価条例第 26 条第 1 項第 1 号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 16 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第 33 号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則(平成 14 年熊本県人事委員会規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例第 2 条第 1 項第 5 号に該当する団体の項中「社団法人熊本県観光連盟」を「社団法人熊本県観光連盟
社団法人全国社会保険協会連合会(健康保険人吉総合病院)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

